

国民体育大会スポーツクライミング競技審判員及び スポーツクライミングルートセッター選考規定

(目 的)

第1条 本規定は、国民体育大会スポーツクライミング競技（以下「国体」という。）のスポーツクライミング競技審判員（以下「審判員」という。）及びスポーツクライミング競技公認ルートセッター（以下「ルートセッター」という。）の選考について規定する。

(資 格)

第2条 すべての審判員は、特別に定めのある場合を除き、スポーツクライミング競技審判員規定に定める審判員資格を有する者から、国体開催ごとに公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）国体委員会において選考し、本協会会長が委嘱する。

2 ルートセッターは、スポーツクライミング公認競技ルートセッター規定に定めるルートセッター資格を有する者から、国体開催ごとに国体委員会において選考し、本協会会長が委嘱する。

(選 考)

第3条 スポーツクライミング競技全種目についての共通規定第13条、第14条第1項、第15条第1項に規定する審判員の選考は、次のとおりとする。

(1) 審判長及び副審判長は、本協会技術委員会の推薦に基づき、A級以上の審判員資格を有する者から、競技会開催年の2月末日までに決定する。

(2) 主任審判員のうち、近県主任審判員は本協会技術委員会の推薦に基づき、B級審判員以上の資格を有する者から競技会開催年の2月末日までに決定する。また、県内主任審判員は県連盟（県協会）の推薦に基づき、C級審判員以上の資格を有する者から競技会開催年の2月末日までに決定する。

(3) 審判員は、開催地県連盟（県協会）の推薦に基づき、C級審判員以上の資格を有する者から競技会開催年の2月末日までに決定する。

2 スポーツクライミング競技全種目についての共通規定第18条第1項、第19条第1項に規定するルートセッターの選考は、次のとおりとする。

(1) チーフ・ルートセッターは、本協会技術委員会の推薦に基づき、A級ルートセッター資格を有する者から、競技会開催年の2月末日までに決定する。

(2) ルートセッターは、本協会技術委員会の推薦に基づき、競技ルートセッター資格を有する者から、競技会開催年の2月末日までに決定する。

(3) ルートセッターは、競技会会場に設置したクライミング・ウォールの製作者又はその施工関係者は除外しなければならない。

(4) チーフ・ルートセッターは、3年以上連続して同一種目に同一人を選考しないものとする。

付 則

1 平成19年5月20日 山岳競技審判員選考規則（昭和51年5月23日制定）の全部を改め、本規定を制定する。

2 本規定の施行前に取得した改正前の山岳競技審判員規程第5条に定める審判員資格については、改正後の競技運営員と読み替えて適用し、更新時から順次移行する。

3 本規定の改廃は、常務理事会で行う。

4 この規則は、平成20年4月 1日から施行する。

平成23年5月 6日 一部改定

平成 2 5 年 5 月 1 1 日	一部改定
平成 2 6 年 5 月 2 5 日	一部改定
平成 3 1 年 4 月 1 1 日	一部改定
令和 4 年 7 月 1 4 日	一部改正